

福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業  
(民間施設支援事業) 募集案内 (平成27年度)



福島県生活環境部環境共生課

平成27年4月

## 目次

1	事業の目的	2
2	事業の対象	2
(1)	防災拠点となり得る施設	2
(2)	再生可能エネルギー等設備	3
3	補助金の交付対象者	3
4	補助金の交付の対象となる事業	3
5	補助対象経費	3
6	補助額	6
7	補助事業の期間	6
8	事業の流れ、応募方法等	7
(1)	概要	7
(2)	事業への応募 (①)	8
(3)	ヒアリング、現地調査 (②)	9
(4)	補助金の内示 (③)	9
(5)	交付申請 (④)	9
(6)	交付決定 (⑤)	11
(7)	事業の実施 (事業の着手から完了まで) (⑥～⑧)	11
(8)	補助金の交付 (⑨～⑬)	11
9	補助事業の採択方針及び採択基準	13
(1)	補助事業の採択方針	13
(2)	補助事業の採択基準	13
10	事業の実施後の留意事項	14
(1)	事業の実施状況報告	14
(2)	財産の管理等	14
(3)	会計帳簿の整備等	14
(4)	増設・改修等に伴う手続き、災害の報告	14
11	その他	15
	福島県環境創造資金の活用	15
12	事業に関する問い合わせ・応募先	15

## 1 事業の目的

東日本大震災の被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、環境先進地域（エコタウン）をつくり上げるため、グリーンニューディール基金制度を活用し、非常時における避難住民の受け入れ等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援します。

## 2 事業の対象

事業の対象となる施設及び設備は次のとおりとなります。

### (1) 防災拠点となり得る施設

「防災拠点となり得る施設」とは、地域住民を始めとした不特定多数の人が利用するなど災害時において地域の防災拠点となり得る下記に掲げる施設をいいます。

- ア 医療施設
- イ 鉄道事業者が設置する駅舎等
- ウ 学校
- エ 宿泊等施設（旅館業法第3条第1項に基づき旅館業の許可を受けているもの）
- オ コンビニエンスストア等（スーパーを含む。）
- カ 市町村が指定する福祉避難所
- キ その他知事が特に必要と認める施設

### 【解説】

防災拠点となり得る施設は、環境省の考え方に基づき、福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（民間施設支援事業）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（民間施設支援事業）実施要領（以下「実施要領」という。）に規定したものです。

※1 ウ、エ、オ、キについては下記のいずれかの条件に該当する施設に限ります。

- ① 市町村地域防災計画に基づく避難に関する施設等として指定を受けている。
- ② 市町村との間で防災に関する協定を締結している。
- ③ 県との間で「災害時における徒歩帰宅者の支援に関する協定」を締結している。
- ④ 原則として過去の災害時等に避難所等となり、地域住民をはじめとした不特定多数の人を受け入れた実績があり、かつ、今後も避難所等となり得る施設であって知事が必要と認める施設

※2 エ、オについては、災害時に避難所等になり得る施設であることが必要です。

※3 耐震性を有する（以下のいずれかに該当する）施設であることが必要です。

- ① 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物

## (2) 再生可能エネルギー等設備

「再生可能エネルギー等設備」は、下記に掲げる設備をいいます。

### ア 再生可能エネルギー

①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱、⑥バイオマス、⑦その他  
(太陽熱、雪氷等)

### イ 再生可能エネルギーに付帯するもの

⑧蓄電池、⑨街路灯・道路灯<sup>\*1</sup>、⑩屋内高所照明<sup>\*2</sup>、⑪その他 (燃料電池 等)

### 【解説】

再生可能エネルギー等設備は、環境省の考え方に基づき、交付要綱及び実施要領に規定したものです。

なお、夜間電力の確保又は安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置するものとします。

※1 再生可能エネルギーや蓄電池を併設した LED 街路灯や調光機能を有する LED 街路灯に限ります。

※2 点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯を、 LED 灯等、長寿命の照明に更新する場合に限ります。

## 3 補助金の交付対象者

導入設備を適正に管理することが必要ですので、補助金の交付対象者は、再生可能エネルギー等設備を導入しようとする、県内に防災拠点となり得る施設を所有している民間の事業者とします。

従いまして、当該建物を賃貸借契約等により利用している事業者は、補助金の交付対象者となりません。

## 4 補助金の交付の対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、防災拠点となり得る施設に、災害時において防災拠点として必要とされる最低限の機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備の新たな設置、更新又は増設を行う事業とします。

ただし、以下に掲げるものを除きます。

- (1) 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。
- (2) 既に設置工事に着手しているもの。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第4条に基づき電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給するものの。
- (4) この事業又は福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業(大規模民間施設支援事業)により既に補助金を受けているもの。

## 5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下に掲げる施設設備導入等に要する経費のうち、必要かつ適当と認められる経費です。

- (1) 機械器具費(補助事業を実施するために直接必要な機械設備の購入等に要する経費)

- (2) 本工事費（補助事業を実施するために直接必要な材料購入や労務者に対する賃金等の支払いに要する経費）  
 (3) 付帯工事費（工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の経費）

ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費としません。

また、利益等排除に該当する事業者に係る補助対象経費については、利益等排除後の金額をもって、補助対象経費とします。（※8の(5)の【解説】の2参照）

表 1 補助対象経費の詳細

経費区分	内 容	
機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、片付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料も含む）</p> <p>事業を行うために直接必要な労務者に対する賃金等の人工費</p> <p>特許権使用料、水道・光熱・電力料、機械経費</p> <p>器具の運搬・移動、準備後片付け整地、機械の設置・撤去、技術管理、交通の管理・安全施設に要する経費</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費（労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他）</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な経費（法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費）</p>
付帯工事費		工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で積算

**【解説】**

(1) 「防災拠点となり得る施設に、災害時において防災拠点として必要とされる最低限の機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備」とは、災害時において使用する電気機器に消費される電力等の量が、防災拠点として機能するための最低限必要な量であり、その電力等を創出する再生可能エネルギー等設備の規模が適切であることを意味します。

通常時に施設において使用している電力量の全てを再生可能エネルギーで代替することを目的とする事業ではありません

例えば、太陽光発電設備や蓄電池を導入する際には、必要な電力量を基に実施計画書（太陽光発電設備・蓄電池導入規模算定シート）（実施要領様式第1号付属書1）により算定した設備の規模の範囲内であること等が必要です。

公共施設も含めた同等の防災拠点（例えば避難所であれば、体育館等）と比較し、過剰な設備・規模については認められませんので御注意ください。

(2) 改修工事における付帯工事の範囲について

本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲であれば、本補助金の対象とします。

(3) 既存設備の撤去に係る工事費について

既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去が必要な工事は対象外となります。一方で、再生可能エネルギー発電設備等の設置にあたって必要な整地等に必要な経費は、共通仮設費や付帯工事費に含まれます。

(4) 新築又は増築する場合の取扱いについて

新築又は増築する施設に、再生可能エネルギー等を導入することは本補助金の対象とします。ただし、あくまでも再生可能エネルギー等導入に係る部分のみが対象となりますので、設計費等の本体工事と契約上等で区分できない場合であっても按分して区分する必要があります。

(5) 補助対象経費として認められない例は下記のとおりです。

- (ア) リース契約による設備の導入
- (イ) 設備導入にあたって必要となる施設の補強等に要する経費
- (ウ) 省エネ設備の導入
- (エ) 技術開発に類する事業、専ら技術や事業性の効果検証を目的とする実証実験
- (オ) 用地取得
- (カ) 環境対応車の購入・買い換え
- (キ) 測量及び試験費、設計費
- (ク) 大型表示ディスプレイ、専ら計測のみに使用する気温計・日射計等（いずれも配線等を含む）
- (ケ) データ管理のためのパソコン
- (コ) 既設設備の撤去に係る費用（交換の場合は必ず発生します）
- (サ) 太陽光パネルのフェンス、消化器等の安全設備

## 6 補助額

再生可能エネルギー等設備導入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）の1／3以内となります。ただし、特定被災地方公共団体の区域内の施設にあっては、1／2以内となります。（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。）

また、1施設の補助対象経費の上限は60,000千円とし、1施設の補助対象経費の下限を3,000千円とします。（補助率1／2以内の場合、補助額の上限は30,000千円、補助率1／3以内の場合、補助額の上限は20,000千円となります。）

### 【解説】

#### （1）特定被災地方公共団体とは

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律施行令（平成23年政令第127号）別表第1に掲げる特定被災地方公共団体であって、下記の市町村をいいます。

福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、耶麻郡猪苗代町、河沼郡湯川村、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡玉川村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村

#### （2）他の補助金との重複受給について

他の補助金給付を受けた場合には、当該金額を総事業費から控除して、補助金所要額を算出することとなります。

ただし、他の補助金が、その制度上、この補助金（環境省所管の国庫補助金）との重複受給を禁止している場合には、当該他の補助金の規定により、重複受給できません。

## 7 補助事業の期間

補助事業の期間は、原則として交付決定の日が属する年度の3月31日までとなります。（期間を超える場合には、補助金が交付されない場合があります。）

従いまして、工事スケジュールは、当該年度の2月末日を目途に終了するように設定してください。

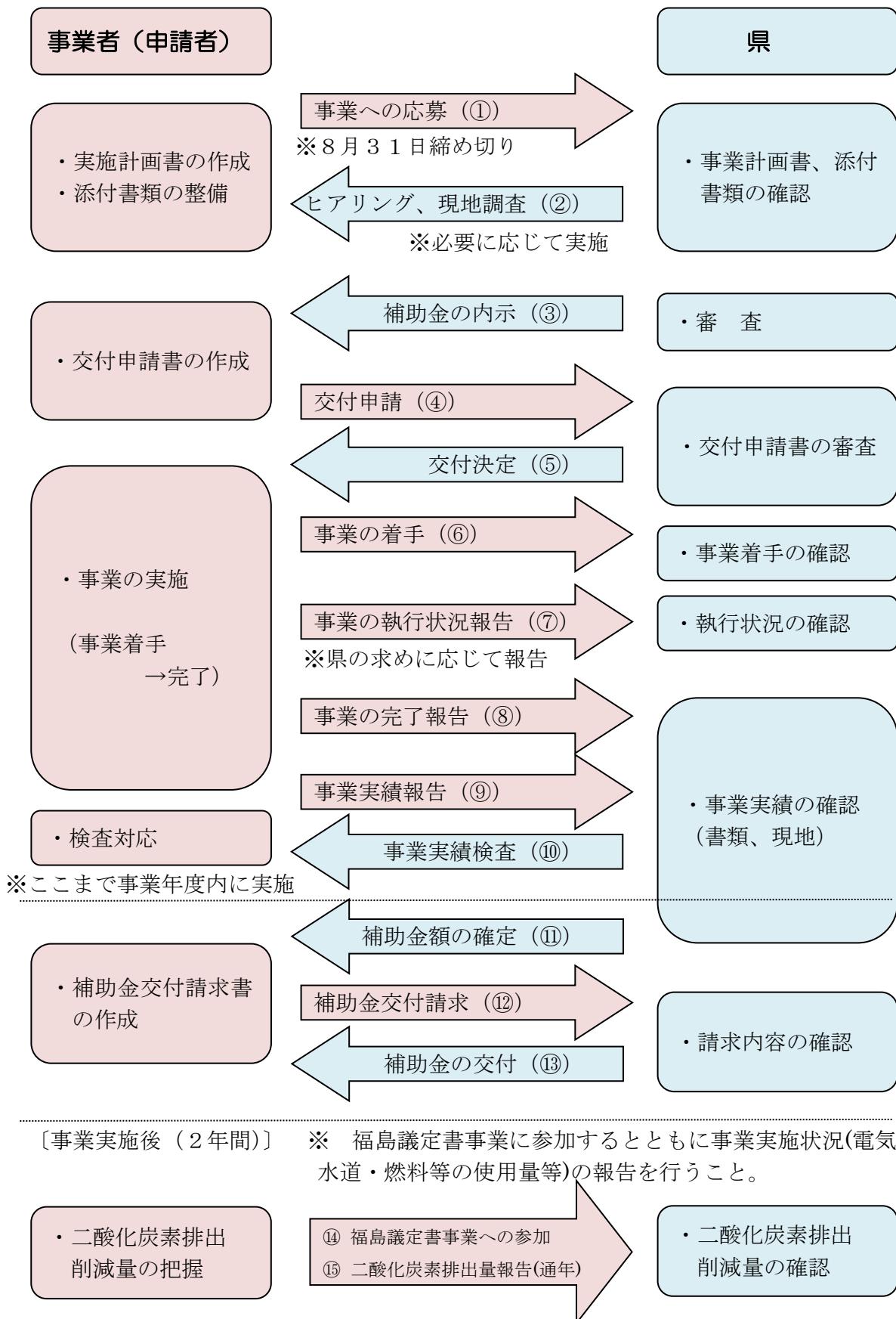
### 【注意】

今後、再生可能エネルギー発電施設の需要が高まる可能性があるため、計画に当たっては、工事業者と資材調達も含めて工期内の完成が可能か御確認ください。

## 8 事業の流れ、応募方法等

### (1) 概要

[事業実施年度]



(2) 事業への応募 (①)

ア 提出書類

- (ア) 福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（民間施設支援事業）実施計画書（実施要領様式第1号。以下「実施計画書」という。）
- (イ) 実施計画書（太陽光発電設備・蓄電池導入規模算定シート）（実施要領様式第1号付属書1）
- (ウ) 実施計画書（見積額比較表）（実施要領様式第1号付属書2）
- (エ) 実施計画書（チェックシート）（実施要領様式第1号付属書3）
- (オ) 実施要領第3に定める書類

表 2 実施要領第3に定める書類

1 導入設備規模算定根拠
(1) 災害時に使用する機器、使用エネルギー量、再生可能エネルギー等設備の規模及びその算定根拠（※実施計画書（太陽光発電設備・蓄電池導入規模算定シート）で代用可）
(2) 再生可能エネルギー等設備のカタログ、仕様書、図面
(3) 既存発電設備の設置の有無、種類及び規模
(4) 電力会社との契約状況
2 事業費算定根拠
(1) 見積額の比較表
(2) 2社以上から徴収した見積書
3 平面図及び工事内容の分かる概略図等（平常時の配線系統図及び電気供給遮断時の配線系統図を含む。）
4 直前3期分の貸借対照表及び損益計算書
5 定款その他の基本約款及び登記事項証明書（商業登記及び設備を整備する施設の不動産登記）
6 県税（法人事業税、法人県民税、個人事業税、不動産取得税及び自動車税）の納税証明書（※非課税事業者の場合はその旨の納税証明書）
7 施設の概要資料（パンフレット、附近地図等）
8 施設所在市町村長の意見書の写し（実施要領様式第1－2号）
9 設備を整備する施設の耐震性を有することを証する書面
10 下記のいずれかを証する書面（※学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）第3条第1項に基づき旅館業の許可を受けている宿泊等施設及びコンビニエンスストア等が申請する場合。）
(1) 市町村地域防災計画に基づく避難に関する施設等として指定を受けている。
(2) 市町村との間で防災に関する協定を締結している。
(3) 県との間で「災害時における徒步帰宅者の支援に関する協定」を締結している。
(4) 過去の災害時等に避難所等となり、地域住民を始めとした不特定多数の人を受け入れた実績があり、かつ、今後も避難所等となり得る。
11 旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）第3条第1項に基づく旅館業の許可証（※旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）第3条第1項に基づき旅館業の許可を受けている宿泊等施設が申請する場合。）

- 1 2 市町村が指定する福祉避難所であることを証する書面(※市町村が指定する福祉避難所が申請する場合。)
- 1 3 設備設置前の状況が確認できるカラー写真

イ 募集期間

平成27年4月27日(月)～平成27年8月31日(月) 17:00必着

**【注意】**

1. 福島県環境共生課において受付した先着順で、補助金交付予定者を決定し、補助金(申請)額が平成27年度の予算額に到達した時点で、募集を終了します。
2. 募集期間最終日の17時までに当課に到着しない場合、申請を受け付けることはできません。

また、募集期間最終日の時点で、事業実施計画書等の記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合にも、申請を受け付けられない場合がありますので、御了承下さい。

なお、事業実施計画書等に施設が位置する市町村長の意見書の写しを添付する必要がありますので、計画的に手続きを進めてください。

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送又は持参でお願いします。

オ 提出先

福島県生活環境部環境共生課(〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16)

**(3) ヒアリング、現地調査 (②)**

県は、提出された事業実施計画書及び添付書類等をもとに、ヒアリング及び事業実施対象施設の現地調査を、必要に応じて実施します。

**(4) 補助金の内示 (③)**

県は、上記(3)により、本補助事業の内容に合致し、事業効果が高いと認められる事業について、補助金の内示を行います。

なお、内示は応募書類を受け付けた日から概ね3週間後を目処に行う予定です。

**(5) 交付申請 (④)**

内示のあった補助事業者については、下記により速やかに交付申請書を提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 民間施設支援事業補助金交付申請書(交付要綱様式第1号(第6条関係))
- (イ) 実施計画書
- (ウ) 実施計画書(太陽光発電設備・蓄電池導入規模算定シート)(実施要領様式第1号付属書1)
- (エ) 実施計画書(見積額比較表)(実施要領様式第1号付属書2)
- (オ) 実施計画書(チェックシート)(実施要領様式第1号付属書3)

## (カ) 実施要領第3に定める書類

※ ただし、(イ)から(カ)については、事業応募時に提出された書類の内容に変更がない場合は省略できます。

## イ 提出部数

1部

## ウ 提出方法

郵送又は持参でお願いします。

## エ 提出先

福島県生活環境部環境共生課(〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16)

**【解説】**

## 1 消費税及び地方消費税の減額

消費税及び地方消費税は補助対象経費としませんので、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請してください。

## 2 利益等排除

補助金の申請に当たっては、自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社、同条第5項に規定する関連会社並びに同条第8項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、下記により利益等排除を行った上で交付申請してください。

## (1) 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社である。

## ① 補助事業者自身

## ② 100%同一の資本に属するグループ企業

## ③ 補助事業者の関係会社（②を除く）

## (2) 利益等排除の方法

## ① 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

## ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

## ③ 補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売

上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

#### （6）交付決定（⑤）

県は、（5）の交付申請に基づき、事業が採択された補助事業者に対し、交付予定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を送付します。

#### （7）事業の実施（事業の着手から完了まで）（⑥～⑧）

##### ア 事業の着手（⑥）

事業の着手は、必ず交付決定後に行ってください。

また、事業に着手した場合には、速やかに事業着手を証する書面（発注書、契約書等）の写しを添えて民間施設支援事業着手届（実施要領様式第2号）を提出してください。

なお、交付決定時に既に事業に着手している場合は、補助事業の対象外となります。

##### イ 補助事業の計画変更

補助事業者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県に報告し、その指示に従ってください。

事業の変更（中止・廃止等）に際しては、承認申請書（交付要綱様式第2号）を提出してください。

##### ウ 事業の執行状況報告（⑦）

補助事業者は、県の求めに応じて事業の進捗状況について、民間施設支援事業実施状況報告書（交付要綱様式第4号）により報告してください。（※報告時期については、別途指示します。）

##### エ 事業の完了報告（⑧）

補助事業が完了しましたら、速やかに民間施設支援事業完了報告書（交付要綱様式第5号）により報告してください。

#### 【注意】

1 事業の完了は、平成28年3月31日までとなります。期間を超える場合には、補助金が交付されない場合があります。

2 工事スケジュールは、平成28年3月31日までに事業完了報告書を提出できるように、2月末日を目途に終了するよう設定してください。

#### （8）補助金の交付（⑨～⑬）

##### ア 実績報告及び額の確定（⑨、⑩、⑪）

補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日、又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、民間施設支援事業実績報告書（交付要綱様式第6号）により、県に報告してください。

##### （ア）提出書類

- ① 実績報告書民間施設支援事業実績報告書（交付要綱様式第6号）
- ② 出来高設計書（ただし、最終変更設計書（変更がない場合は当初実施設計書）と一致する場合は、一致することが証明できる書面）
- ③ その他必要な書類（工事実施事業者からの完了届出、検査調書、完了後の工事写真、工事実施事業者から請求書、工事請負契約書等）

県は、実績報告書を受理した後、書類の審査及び現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

イ 補助金の支払い（⑫、⑬）

補助事業者は、補助金の額の確定後、民間施設支援事業補助金交付請求書（交付要綱様式第7号）を県に提出してください。

県は、同請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付します。

## 9 補助事業の採択方針及び採択基準

事業内容の審査は次の方針や基準に基づき実施します。

### (1) 補助事業の採択方針

- ・ 災害時に不特定多数の地域住民等を受け入れる防災拠点となり得る施設等へ、必要最低限の再生可能エネルギー等を導入するもの。
- ・ 平時においては再生可能エネルギーの利用により、温室効果ガス排出削減に寄与するもの。

### (2) 補助事業の採択基準

#### 【事業者に関すること】

- ・ 施設の所有者であるもの。
- ・ 補助事業の予算が適切であるもの。
- ・ 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分である、事業を継続して安定的に実施できる見通しがある等経営内容が堅実であるもの。
- ・ 少なくとも事業実施後から2年間、「福島議定書事業」に参加するもの。
- ・ 県税等の滞納がないもの。

#### 【施設に関すること】

- ・ 福島県内に位置するもの。
- ・ 不特定多数の地域住民等の受け入れが可能であり、災害発生時においても、防災拠点となり得る施設であるもの。
- ・ 地域における防災拠点として、どの程度の地域をカバーできるか等、面的な広がりを考慮して妥当性を有するもの。
- ・ 耐震性を有するもの。

#### 【設備に関すること】

- ・ 導入する再生可能エネルギー等設備は、得られた電力を専ら自らの施設等において消費する等その規模が妥当であるもの。
- ・ 導入する再生可能エネルギー等設備を効率的に使用する計画が明確であるもの。
- ・ 夜間電力の確保及び安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置するもの。
- ・ 災害時等において、商用電力からの電力供給が遮断された場合においても、自立運転が可能であるもの。
- ・ 次の事項に該当しないもの。
  - ① 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。
  - ② 既に設置工事に着手しているもの。
  - ③ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に基づき電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給するもの。
  - ④ この事業又は福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（大規模民間施設支援事業）により既に補助金を受けているもの。

## 10 事業の実施後の留意事項

### (1) 事業の実施状況報告

補助金の交付を受けた補助事業者は、少なくとも事業実施後から2年間、「福島議定書事業」に参加するとともに、県に対し事業実施による温室効果ガスの削減効果（電気・水道・燃料等の使用量等から算出）を報告していただきます。

その結果、想定した事業効果が得られていない場合は、県は、補助事業者に対し、その原因と改善計画が記載された文書の提出を求めることがあります。

なお、文書の提出を求められた補助事業者は、速やかに知事に提出するとともに、知事より改善の指示があった場合には、その指示に従っていただきます。

（実施要領第11、第12）

### (2) 財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効用的な運用を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（交付要綱第15条）

### (3) 会計帳簿の整備等

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

ただし、機械器具の購入に関する書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。（※例えば、太陽光発電設備の耐用年数は17年となります。）

なお、本補助事業は国庫補助金を活用したものですので、会計検査院の検査対象となります。

※ カタログ、仕様書、見積書、相見積書、注文書の写し、注文請書、納品書、検収調書、請求書、手形の写し又は振込金受取書、当座勘定照合表、領収書及び会計帳簿等。

（交付要綱第16条）

### (4) 増設・改修等に伴う手続き、災害の報告

当該財産について、移転、更新又は主要機能の変更を伴う増設、改修等をしようとするときは、知事に届け出してください。

（実施要領第7）

また、天災その他の災害を受けたときは、災害報告書を作成し、知事に提出してください。

（実施要領第8）

## 11 その他

### 福島県環境創造資金の活用

本事業は、福島県環境創造資金を併せて活用することができます。

福島県環境創造資金は、中小企業などの皆さんに行う環境保全のための施設等の設置・改善に必要な資金を県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度です。

#### ア 融資の主な条件

- (ア)融資額 3,000万円以内
- (イ)利率 年1.3%
- (ウ)融資期間 7年以内
- (エ)返済方法 元金均等の年賦又は月賦返済

#### イ 融資対象事業

下記に示すエネルギーの有効利用施設が対象となります。

- (ア) 自然エネルギー（太陽光等）又は未利用エネルギーによる熱供給、電力供給又は動力供給のための設備
- (イ) その他知事が特に必要と認めるもの

#### ウ 融資の取扱金融機関

下記に示す金融機関で取扱っています。

株式会社東邦銀行 株式会社常陽銀行 株式会社福島銀行 株式会社大東銀行  
福島信用金庫 二本松信用金庫 郡山信用金庫 須賀川信用金庫 白河信用金庫  
会津信用金庫 ひまわり信用金庫 あぶくま信用金庫 株式会社商工組合中央金庫  
福島県商工信用組合 いわき信用組合 会津商工信用組合 相双五城信用組合

※ 詳細は、上記金融機関もしくは福島県環境共生課までお問い合わせください。

## 12 事業に関する問い合わせ・応募先

福島県生活環境部環境共生課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7813

FAX：024-521-7927

E-mail：ontai@pref.fukushima.lg.jp